

# 「登記されていないことの証明申請書」

(後見登記等ファイル用)

02

請求できるのは、本人、本人の配偶者または四親等内の親族です。  
 なお、代理の方が申請する場合は、該当する方からの委任状が必要です。

法務局

平成 年 月 日申請

請求される方 (請求権者)	住所 (フリガナ)	収入印紙を貼るところ  収入印紙  1通につき300円  ※ 割印はしないでください。  ※ 印紙は申請書ごとに必要な通数分を貼ってください。
	氏名 連絡先(電話番号) (印) 証明を受ける方との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 四親等内の親族 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
代理人 (上記の方から頼まれた方)	住所 (フリガナ)	収入印紙を貼るところ  収入印紙  1通につき300円  ※ 割印はしないでください。  ※ 印紙は申請書ごとに必要な通数分を貼ってください。
	氏名 連絡先(電話番号) (印)	
返送先 (上記以外に証明書の返信先を指定される場合に記入)	住所 宛先 ※ 返信用封筒にも同一事項を必ず記入	
添付書類 (注) 参照	<input type="checkbox"/> 委任状 (代理人が申請するときに必要。また、会社等法人の代表者が社員等の分を申請する時に社員等から代表者への委任状も必要) <input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本等親族関係を証する書面 (本人の配偶者・四親等内の親族が申請するときに必要) <input type="checkbox"/> 法人の代表者の資格を証する書面 (法人が代理人として申請するときに必要)	
証明事項 (いずれかの□にチェックしてください)	<input type="checkbox"/> 成年被後見人、被保佐人とする記録がない。(後見・保佐を受けていないことの証明が必要な方) <input type="checkbox"/> 成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない。(後見・保佐・補助を受けていないことの証明が必要な方) <input type="checkbox"/> 成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない。(後見・保佐・補助・任意後見を受けていないことの証明が必要な方) <input type="checkbox"/> その他 ( ) とする記録がない。(上記以外の証明を必要とする場合)	
請求通数	証明を受ける方の氏名のフリガナ	

◎証明を受ける方 この部分を複写して証明書を作成するため、字面をはっきりと、住所又は本籍は番号、地番まで記入してください。

①氏名		
②生年月日	明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 <input type="checkbox"/> または <input type="checkbox"/> 年 月 日	
③住所	都道府県名	市区郡町村名
	丁目 大字 地番	
④本籍	都道府県名	市区郡町村名
	丁目 大字 地番 (外国人は国籍を記入)	
<input type="checkbox"/> 国籍		

提出先から特に指定がない場合は、住所又は本籍(外国人の場合は④に☑し、正しい国籍名)のいずれかを記入してください。

(注) 請求される方(代理申請の場合は代理人)の本人確認書類は必ず添付してください(裏面注4参照)。

- 記入方法:
- 証明を受ける方の氏名のフリガナ欄は、例えば、[ヤ] [マ] [ダ] [タ] [ロ] [ウ] [ ] と左詰め(氏と名の間1字空き)でカタカナで記入してください。
  - 外国人は氏名欄に本国名(漢字を使用しない外国人はカタカナ)を記入してください。
  - 生年月日欄は、例えば、昭和に☑し [ ] [ ] [ ] [ ] 年 [ ] [ ] 月 [ ] [ ] 日と右詰めで記入。
  - 郵送請求の場合は、返信用封筒(あて名を書いて、切手を貼ったもの)を同封し下記のあて先に送付してください。

申請書送付先: 〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 東京法務局民事行政部後見登録課

○本申請書を拡大縮小せずに使用してください。

本人確認書類
<input type="checkbox"/> 請求権者 <input type="checkbox"/> 代理人
<input type="checkbox"/> 運転免許証
<input type="checkbox"/> 健康保険証
<input type="checkbox"/> パスポート
<input type="checkbox"/> ( )
<input type="checkbox"/> 封筒

(登記所が記載します)	交付通数	交付枚数	手数料	受付	年 月 日
				交付	年 月 日

## 「登記されていないことの証明書」の交付申請に当たっての留意事項

「登記されていないことの証明書」とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものです。この証明書は、平成12年4月1日以降に登記されていないことを証明するものであり、同年3月31日までに禁治産宣告・準禁治産宣告を受けているかどうかを証明するものは、従来どおり本籍地の市区町村が発行する身分証明書、戸籍謄本または抄本になります。

### 1 証明書の交付申請手続

#### ○窓口申請の場合

表面の申請書に所要事項を記入、**収入印紙**（注1）（1通 ⇒ 300円）を貼付。

⇒ 申請書と下記2(4)の「添付書類」を直接窓口へ提出

\*東京法務局後見登録課、その他各法務局及び地方法務局の戸籍課において取り扱っていません。（支局・出張所では取り扱っていませんのでご注意ください。）（注2）

#### ○郵送申請の場合

表面の申請書に所要事項を記入、**収入印紙**（注1）（1通 ⇒ 300円）を貼付。

⇒ 申請書と下記2(4)の「添付書類」と返信用封筒（あて名を明記、切手を貼付したもの）を同封し、次のあて先へ送付。（注3）

\*なお、郵送申請の場合は東京法務局後見登録課においてのみ取り扱っています。

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局 後見登録課

（交通：地下鉄九段下駅 6番出口 徒歩5分）

TEL 03-5213-1360（ダイヤルイン）、03-5213-1234（代表）

### 2 申請書の記入上の注意事項

#### (1)「請求される方」欄

必ず押印し（認印でも可）、連絡先（電話番号）も記入。

代理人が申請する場合は、「請求される方」の押印は不要です。

#### (2)「代理人」欄

代理人が申請する場合に、代理人の方の住所・氏名を記入。

代理人は必ず押印し（認印でも可）、連絡先（電話番号）も記入。

#### (3)「返送先」欄

証明書の送付先を上記(1)または(2)以外とする場合に記入。

ただし、送付先は申請された方の勤務先または居所に限ります。

#### (4)「添付書類」欄（いずれの場合も申請される方の本人確認書類の提示またはコピーの送付をお願いします。）

○証明を受ける方本人が申請する場合 ⇒ 本人確認書類（注4）

○証明を受ける方の配偶者または四親等内の親族が申請する場合

①証明を受ける方との関係を証する発行から3か月以内の戸籍謄本または抄本

②本人確認書類（配偶者または四親等内の親族の）（注4）

○代理人が申請する場合

①本人確認書類（代理人の）（注4）

②証明を受ける方本人、その配偶者または四親等内の親族からの委任状の添付が必要。

③本人の配偶者または四親等内の親族から委任された場合は、前記委任状に加え、証明を受ける方本人と委任者との関係を証する戸籍謄本または抄本（いずれも発行から3か月以内）も併せて必要。

④代理人（受任者）が法人の場合は、上記添付書類に加え、代表者の資格を証する書面として法人の登記事項証明書または代表者の資格証明書（いずれも発行から3か月以内）も併せて必要。

#### (5)「証明事項」欄

証明事項のチェックは、証明書の提出先の官公庁等に確認してください。

なお、《宅地建物取引業、産業廃棄物処理業、警備業、貸金業、古物営業、風俗営業》については、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」の事項にチェックしてください。

#### (6)「証明を受ける方」欄

この申請書は自動読取装置で機械処理しますので、該当事項のチェック及び所要事項の記入は明瞭に願います。特に「証明を受ける方」欄は、この部分がそのまま証明書に複写されますので、字画をはっきりと、住所または本籍を正確に記入してください。

なお、外国人の場合は、①氏名欄は本国名を、④本籍欄は□国籍欄にチェックし国籍のみを、それぞれ記入してください。

注1 1通につき300円分の**収入印紙**を、申請書ごと（証明を受ける方ごと）に必要な通数分、所定の箇所に貼ってください。収入印紙は、郵便局、法務局・地方法務局及びその支局・出張所で印紙売場が設置されているところなどで入手できます。

注2 窓口の受付時間は8:30から17:15までです。

注3 郵送申請の場合は、1週間程度要します。なお申請が集中する時期は更に相当日数を要する場合がありますので、できるだけ余裕をもって申請してください。

注4 請求される方（親族が申請する場合はその親族、代理申請の場合は代理人）の本人確認書類（運転免許証・健康保険証・パスポート等、住所、氏名及び生年月日が分かる書類）を提示していただきますようお願いいたします。また、郵送申請の場合は、本人確認書類のコピーを同封していただきますようお願いいたします。

ご不明な点は最寄りの法務局・地方法務局にお問い合わせください。

また、詳しくは東京法務局ホームページをご利用ください。

## 「登記されていないことの証明書」の交付申請手続

「登記されていないことの証明書」の交付申請に当たっての留意事項を参照し、東京法務局（郵送）、または下記の交付法務局（窓口）にて申請してください。

### 交付法務局

局名	所在地	電話番号
札幌法務局	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎内	(011)709-2311
函館地方法務局	〒040-8588 函館市新川町25番18号 函館地方合同庁舎	(0138)23-9526
旭川地方法務局	〒078-8502 旭川市宮前通東4155番31 旭川合同庁舎	(0166)38-1165
釧路地方法務局	〒085-8522 釧路市幸町10丁目3番地 釧路合同庁舎	(0154)31-5015

#### ※ 窓口申請の場合

別紙、『登記されていないことの証明申請書』に所要事項を記入。

- 申請書に収入印紙（注1）（1通→300円）を貼付。
- 申請書を直接上記の交付法務局窓口へ提出。
- 証明書申請の際、本人（代理申請の場合は代理人）の本人確認に関する書類（運転免許証、健康保険証、パスポート等、氏名及び生年月日が分かる書類）を提示。

#### ※ 郵送申請の場合（本人が申請）

別紙、『登記されていないことの証明申請書』に所要事項を記入。

- 申請書に収入印紙（注1）（1通→300円）を貼付。
- 返信用封筒（長3サイズ(23cm×12cm)の封筒に宛名（請求者名）を明記・切手を貼付したもの）を同封。
- 本人確認書類のコピー（運転免許証、健康保険証、パスポート等、氏名及び生年月日が分かる書類）を同封。
- 東京法務局（後見登録課 宛）へ送付。（注2）

注1 1通につき300円分の収入印紙を、申請者の所定の箇所に貼り付けてください。

注2 郵送申請の場合は、1週間程度要します。なお、申請が集中する時期は更に相応日数を要する場合がありますので、できるだけ余裕をもって申請してください。